

屋久島世界遺産地域管理計画の概要

1. 策定主体 環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県及び屋久島町

2. 策定日 平成 24 年 10 月 1 日

3. 目的

遺産地域の保全に係る関係行政機関（環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県及び屋久島町）が、屋久島世界遺産地域科学委員会による助言を得つつ、生態系の順応的管理を進めるとともに、その他の関係団体等と相互に緊密な連携・協力を図ることにより、遺産地域を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。

4. 管理の基本方針

(1) 管理の目標

世界遺産登録時に評価された以下の2つのクライテリアの価値を将来にわたって維持できることを目標とする。自然状態における遷移に委ねることを基本とし、各種制度に基づき厳正な保護を図るとともに、必要に応じて能動的な管理を行う。また、管理は科学的知見を踏まえて順応的に行う。

クライテリア vii (自然景観)

屋久島は、小規模な島嶼にありながら標高 2,000m に迫る山岳がそびえ、中心部の山岳地帯から海岸線に至るまで、際立った標高差が存在するとともに、古いものでは樹齢 3,000 年に及ぶスギを含む原始的な天然林を有するなど、小さな島の中に生物学や自然科学の分野や自然美の観点から重要な地域が存在する点で非常に価値がある資産である。

クライテリア ix (生態系)

屋久島は、北緯 30 度付近では稀な高山を含む島嶼生態系であり、暖温帯地域の原始的な天然林という特異な残存植生が海岸線から山頂部まで連続して分布しており、自然科学の各分野の研究—進化生物学、生物地理学、植生遷移、低地と高地の生態系の相互作用、水文学、暖温帯地域の生態系のプロセス—を行う上で非常に重要である。

(2) 管理の現状

遺産地域は、原生自然環境保全地域、国立公園の特別地域及び特別保護地区、森林生態系保護地域、特別天然記念物として、自然環境の保全が担保されている。しかし、一部地域においてヤクシカの生息数の著しい増加に伴う下層植生や落葉等の過剰な採食や外来種の侵入・定着が見られ、特定の登山道では登山者数の増加による生態系や自然景観への負の影響が懸念されつつある。また、気候変動による世界遺産への影響が懸念されていることから、屋久島について森林生態系における気候変動の影響を把握する必要がある。

(3) 管理に当たって必要な視点

ア. 生態系等の統合的・順応的管理

(ア) 生態系等の統合的な管理

屋久島の生態系は、様々な自然環境の条件と人を含む多くの生き物の相互作用によって成り立っているため、様々な分野の研究機関や研究者の協力を得て、森林の保全管理や地域社会に関する分野も交えた対策を総合的に行う。

(イ) 生態系の順応的管理

多種多様な生物により構成される複雑で将来予測が不確実な遺産地域の生態系の管理は、順応的に行う必要がある。

順応的な管理を進めるためには、科学的な見地から適切に対策の評価を行う必要があることから、研究機関や研究者、地域の団体等が連携して調査研究・モニタリングを行うとともに、屋久島世界遺産地域科学委員会や研究者から、科学的な助言を得ながら、それを情報共有した上で、継続的に対策を進めていく。

イ. 広域的、長期的な管理

(ア) 広域的な視点による管理

遺産地域に生息・生育する動植物は遺産地域外からの影響も受けているため、遺産地域の生態系と共通性や連続性を有する隣接地域も視野に入れた管理を行う。また、遺産地域とその周辺地域は「人間と生物圏（MAB）計画」に基づく生物圏保存地域に指定されていることから、これも踏まえて管理を行うことが必要である。

(イ) 地域・地球レベルでの調査研究・モニタリングフィールド

遺産地域は多くの研究等の重要なフィールドとなっているため、過去に行われてきた調査研究、モニタリングについて整理を行うとともに、研究機関や研究者、地域の団体とも連携・協力して効果的な調査研究やモニタリングを実施する。

ウ. 生態系や自然景観や景観の保全を前提とした持続的な利用

世界遺産としての価値を将来にわたって維持するため、登山、観光等の利用については、関係者間で調整を図り、生態系や自然景観に支障を及ぼさない範囲とする必要がある。

屋久島町エコツーリズム推進協議会が進める島全体でのエコツーリズム推進に向けた取組とも連携し、里部の観光利用も推進するなど遺産地域外への利用の分散を図るとともに、登山者の増大により生態系や自然景観への影響が懸念される特定の登山道や地域では、順応的管理の考えの下、登山者や観光客のコントロールや利用ルールの策定など利用の適正化を推進する。また、特定の登山道や地域で施設整備を行う場合には、生態系や自然景観の保全に配慮した必要最小限のものとする。

エ. 森林と人との関わりの歴史を踏まえた管理

屋久島における森林と人との関わりの歴史を踏まえ、森林計画に基づきPDCAサイクルの考え方に立って適切に管理するとともに、山岳や森林の管理に当たって

は、古くから続く山岳信仰など地域住民の価値観や理念の文化的背景にも留意する。

オ. 地域との連携・協働

屋久島世界遺産地域連絡会議を通じて連絡調整を行い、一体となって効率的かつ効果的な管理を実施する。

屋久島山岳部利用対策協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会等様々な機会を通じて、地域住民・団体の意見や提案を幅広く聴き、遺産地域の適正な管理に反映させ、その情報の共有化に努めるとともに、地域との連携・協働による遺産地域の保全や適切な利用を推進する。

5. 管理の方策

(1) 生態系と自然景観の保全

ア. 基本的な考え方

原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とする。

ただし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、有効な対策を講じていく。

特に、世界遺産委員会に評価された特異な生態系や優れた自然景観の維持が確保されているか把握し、必要に応じて絶滅が危ぶまれる固有種・希少種の保護・増殖等生物多様性の保全を図るための有効な対策を講じていく。

イ. 生態系の保全

(ア) 植物

各種保護制度に基づき、関係行政機関が連携して適正かつ効果的な管理を行うとともに、長期的なモニタリングと評価を行いながら、遺産地域の隣接地域も視野に入れて必要な対策を行う。

(イ) 動物

各種保護制度に基づき、多様多様な野生動物の生息地の保全を図るとともに、以下の方針により、関係行政機関は適正かつ効果的な野生動物の保護管理を推進する。

- ① 生態系本来の構造と機能を維持することを基本とし、著しく増加又は減少した野生動物については、生息状況と変動要因を科学的に把握し、対策を行う。
- ② 遺産地域のみならず、野生動物の生息地全域も視野に入れて保護管理を進める。
- ③ ガイド事業者等とも連携、協力しながら餌やりの防止等の普及啓発を進める。
特に、ヤクシカについては、「特定鳥獣保護管理計画」、及び国立公園区域については、生態系維持回復事業計画を踏まえ、以下のとおり個体数管理及び生態系の維持回復を行う。
 - ・ 地域によって異なるヤクシカの生息密度と採食圧による生態系への影響の実態を踏まえ、連携して対策を講じる。

- ・ 順応的管理の下、モニタリングを行いながら、有害鳥獣捕獲等により個体数調整を進める。実施に当たっては、地域団体等の協力を得るとともに、モニタリング結果の情報の共有化を図り、連携して個体数調整の客観的評価を行う。
- ・ 効果的・効率的な捕獲方法の検討を進め、その検討結果について互いに情報共有に努めるなど、連携して個体数調整を進める。
- ・ 屋久島世界遺産地域科学委員会の下に設置したヤクシカ・ワーキンググループの助言を得つつ、科学的かつ順応的に管理する。

ウ. 自然景観の保全

各種保護制度に基づき、工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、土地の形質変更等については、自然景観に及ぼす影響を最小限にとどめるよう厳正に規制する。

遺産地域内の既存の道路は、住民生活、交通安全上の必要性を考慮した最小限の改良を行う場合であっても、世界遺産としての価値を損なうことのないようあらかじめ自然景観に及ぼす影響を調査し、その結果を踏まえ慎重に取り扱う。

関係行政機関の連携による登山道の管理、植生の保護・保全、ヤクシカの個体数調整や生態系の管理に係る事業等を通じて、遺産地域の優れた自然景観の保全を推進する。なお、登山道や植生保護施設等を整備する際には、施設そのものが自然景観に与える影響をあらかじめ慎重に検討する。

高層湿原及びヤクスギ等の巨樹については、長期的なモニタリングを行い、必要に応じて対策を実施し、その効果について評価する。

エ. 外来種や病害虫等への対応

外来種については、状況に応じた対策を講じることを基本とする。外来種や病害虫等の防除等について教育及び普及啓発を行うほか、巡視活動を通じて遺産地域内への侵入・定着・被害状況の把握に努める。

遺産地域及びその隣接地域への定着や樹木への被害が認められる外来種や病害虫等については、遺産地域等の生態系に与える影響をモニタリングし、その結果を踏まえて必要に応じて防除対策を行い、その効果について評価する。

(2) 自然の適正な利用

ア. 基本的な考え方

登山、観光等の利用については生態系と自然景観に支障を及ぼさない範囲とし、保全に配慮した必要最低限の施設整備を行う。

利用が多い登山道や地域については利用方針を定め、その方針に沿った施設整備・管理を行うものとし、積極的に情報共有・情報発信を行う。また、利用の分散とコントロールを図るとともに、より深い知識と屋久島らしい体験を提供することで、遺産地域の保護に対する理解を深める。

イ. 利用の適正化

遺産地域内の登山や観光等については、既存の車道を除き、屋久島の優れた自然を体験し、観察し、学習するための徒歩利用を基本とし、生態系と自然景観に支障を及ぼさない範囲で行う。

屋久島町エコツーリズム推進協議会が進める島全体でのエコツーリズム推進に向けた取組と連携し、遺産地域外への利用の分散を図る。

巡視活動やモニタリング結果を踏まえ、過剰利用による生態系や自然景観への影響が懸念される特定の登山道や地域においては、関係法令等により利用調整を行うなど、利用の適正化に向けた検討、取組を行う。

また、「登山者のための屋久島マナーガイド」や「屋久島縄文杉快適登山カレンダー」等を活用して積極的な広報活動を行う。

ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針

年間登山者数が5,000人以上と想定される遺産地域内を通る登山道（荒川登山道、宮之浦岳登山道、宮之浦岳—縄文杉縦走路、太忠岳登山道）について利用方針を定める。遺産地域内で唯一車道が通る西部地域についても利用方針を定める。

エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理

「屋久島地域整備計画」に基づき、施設・登山ルート毎に設定した望ましい利用のあり方や登山者や一般観光客の数に沿う形で、施設の整備及び管理を行い、その内容を積極的に情報発信する。

登山道の荒廃が見られる箇所については、生態系と自然景観の保全に配慮し、環境条件に応じた適切な工法により荒廃の防止・整備を行う。

登山者の踏み込みにより土壌の流出等が見られる登山道脇については、踏み込み防止措置を講ずるとともに、土壌流出の防止措置や植生の回復措置を行う。

オ. エコツーリズムの推進

遺産地域の保護に対する登山者や一般観光客の理解を深めるため、以下の方針により、島全体でのエコツーリズムを推進する。

- ① 登山道や地域毎に適正な利用ルールを構築し、その普及を図る。
- ② エコツアーの質的向上に向けて、屋久島ガイド登録制度の充実と認定制度の導入を図るとともに、エコツアーが環境の保全につながる仕組みを構築する。

(3) 関係行政機関の体制

ア. 環境省（九州地方環境事務所）

屋久島自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域及び国立公園の保全・管理を行う。

イ. 林野庁（九州森林管理局）

屋久島森林管理署本署及び屋久島森林環境保全センターにおいて、屋久島森林生態系保護地域等の国有林野の保全・管理を行う。

ウ. 文化庁（鹿児島県教育委員会）

熊毛教育事務所において、文化財保護法に基づく管理を行う。

エ. 鹿児島県

自然保護課及び熊毛支庁において、国立公園及び鳥獣保護区の保全・管理、野生生物の保護管理、西部林道周辺の県有地の管理を行う。

オ. 屋久島町

屋久島町において、自然保護業務、野生生物の保護管理、エコツーリズムの推進、環境対策、文化財の管理等を行う。

（４）調査研究・モニタリング及び巡視活動

ア. 基本的な考え方

屋久島世界遺産地域科学委員会の助言を得つつ、調査研究・モニタリング及び巡視活動を行い、結果に応じて保全方法や利用方法の見直しを行う。

イ. 調査研究・モニタリング

過去に行われた調査研究について整理を行うほか、研究機関や研究者、地域の団体等とも連携・協力して、効果的な調査・モニタリングに努め、それらの結果を踏まえ、遺産地域の管理に必要な管理指標を設定し、調査項目を選定し、長期的なモニタリングを実施する。

ウ. 巡視活動

屋久島世界遺産地域連絡会議において作成された「屋久島世界遺産地域巡視マニュアル」に基づき、ガイド事業者や地域住民・団体等の参加・協力を得て、効果的・効率的な巡視活動に努め、その結果については、互いに情報共有して遺産地域の適正な管理に活用する。

（５）地域との連携・協働

ガイド事業者や地域住民・団体等の意見や提案を幅広く聴くとともに、積極的な参加・協力を得ることにより、地域との連携・協働による遺産地域の保全や適切な利用を推進するとともに、さらなる連携・協働のあり方について検討を進める。

（６）環境教育、情報の発信と普及啓発

遺産地域の自然と人との関わりを体験、学習する機会を設けること等を通じて、環境教育・環境学習を積極的に推進する。また、利用に関するマナーやルールについての指導・啓発、国内外への積極的な情報発信を行う。

6. 計画の実施その他の事項

(1) 計画の実施等

遺産地域の適正な保全・管理が遂行されるよう、関係機関は、関係団体等との緊密な連携協力の下、最大限努力する。

科学的なデータに基づいて適正な対応を図っていくため、屋久島世界遺産地域科学委員会から助言を得るものとする。

本管理計画の実施状況については、毎年度点検を行い、屋久島世界遺産地域連絡会議及び屋久島世界遺産地域科学委員会に報告する。

遺産地域の管理に関する細部にわたる取扱いや個別の課題への対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの提案、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において合意形成を図りながら検討を行い、必要に応じて、指標の検討や、実行計画を策定することで、遺産地域の適正な管理を推進する。この検討の過程や結果等について、情報の公開と共有化を図る。

遺産地域の管理について検討する際には、自然環境の保全と地域の暮らしや産業との両立が図られるように調整していく。

管理計画は必要に応じ見直しを行う。その際は、広く意見を聴き、屋久島世界遺産地域科学委員会からの助言を得つつ、屋久島世界遺産地域連絡会議において検討する。

(2) 資金

遺産地域の管理に要する費用を可能な限り継続的に確保していくとともに、確保された資金で最大限の効果を発揮していくため、関係行政機関、関係団体、専門家等の連携の下、効率的な事業を実施する。

公園利用者や国民・企業からの寄付金、助成金、協力金等を積極的に受入れ、遺産地域のより良い管理を推進する。